

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
神崎町	西部地区(神崎神宿・松崎・向野・小松・並木)	平成26年3月	令和4年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	237.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	198.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	71.4 ha
(備考) 既に人・農地プランが実質化している地区	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本地区では、担い手への集積が進んでおり、認定農業者などの担い手耕作面積は166haと、約70%程度となっており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積のほうが、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも多くなっている。農地の基盤整備は概ね済んでおり、耕作条件の改善が必要であった松崎地区では、農地中間管理機構関連基盤整備事業が採択となった。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

神崎神宿地区及び向野地区の農地利用は、8割以上の耕作地を中心経営体である認定農業者2経営体が担っており、認定農業者以外の経営体の耕作も継続しながら、離農する農業者の耕作地については中心経営体が受け入れることにより対応していく。

小松地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っており、地区内農業者と連携したブロックローテーションを継続していくとともに、離農する農業者の耕作地については中心経営体が受け入れることにより対応していく。

松崎地区の水田利用は、認定農業者以外の経営体の耕作も継続しながら、離農する農業者の耕作地については中心経営体である認定農業者4経営体が担っていく。また、基盤整備区域内の農地については、換地業務に併せ、中心経営体への集積を行っていく。

並木地区については、複数の経営体が営農を継続しており、経営の継続を進めながら、離農する農業者の耕作地については、耕地の立地や耕作条件を鑑み、規模拡大を希望する地区内経営体や、認定農業者3経営体が受け入れを行っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	小松営農株式会社	水稲・麦・大豆	67.8 ha	水稲・麦・大豆	97.8 ha	松崎・小松・並木
認農法	(農)こうざきGS	水稲・麦・大豆	37.3 ha	水稲・麦・大豆	47.3 ha	神崎神宿・松崎・向野
認農法	こうざきめぐみ農場	水稲・麦・大豆・そば	44.9 ha	水稲・麦・大豆・そば	55.9 ha	神崎神宿・松崎・向野・並木
認農	北郷 玲	レンコン	2.8 ha	レンコン	7.8 ha	松崎
認農	佐野 裕子	梨	0.6 ha	梨	0.6 ha	小松
認農	森山 修一	水稲	10.3 ha	水稲	25.3 ha	並木
認農	仲野 榮	酪農	1.7 ha	酪農	1.7 ha	並木
認就	牛嶋 友哉	いちご	0.4 ha	いちご	0.6 ha	松崎
認就	平松 英哲	いちご	0.2 ha	いちご	0.4 ha	松崎
			ha		ha	
			ha		ha	
計	9人		166 ha		237.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(農地中間管理機構の活用方針) 松崎地区を重点実施地区とし、農地中間管理機構関連基盤整備事業に取り組み、更には地域全域を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>(基盤整備への取組方針) 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、松崎地区において、農地の大区画化・高収益化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>(新規作物の導入方針) 米・麦・大豆・菜種といった土地利用型作物以外に、松崎地区を中心に収益性の高いレンコンの生産に取り組む。</p>
<p>(ジャンボタニシ被害防止対策の取組方針) 近年ジャンボタニシの個体数が増加し、食害が発生し始めたことから、浅水管理や厳冬期の耕うん、卵の除去といった取り組みを地域ぐるみで実施し、被害対策に取り組む。</p>